

松戸市議会基本条例の一部を改正する条例

松戸市議会基本条例（平成20年松戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（常任委員会の活動）</p> <p>第5条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案、<u>陳情</u>等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（常任委員会の活動）</p> <p>第5条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案、<u>請願</u>等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。